

仕 様 書

総 則

この仕様書は、宍粟市建設部上下水道課(以下「発注者」という。)が令和7年度に実施する神谷地内マンホール修繕について必要な事項を定める。

1 件 名 神谷地内マンホール修繕

2 施工場所 宍粟市山崎町神谷 地内

3 施工期間 原則、契約日の翌日から 令和8年2月13日まで

4 作業内容

非開削マンホール更生・防食技術であるPML工法により、既設マンホールの強度復元と防食性能の向上を図る。

5 見積条件

見積条件については下記のとおりとする。

	内 容
(1)	1号マンホール(別図参照)、1箇所の施工とすること。
(2)	マンホール更生に係る工法は、PML工法を標準とする。なお、品質等が同等である場合は他の工法でも可とする。
(3)	足掛金物は撤去し、新たに後付け型を設置すること。
(4)	交通整理員の配置は、合計8人を想定すること。
(5)	換気工等の仮設工を含むこと。
その他注意事項	
- 上記見積条件に記載がなくとも、施工上当然必要なものについては見積に含めることとする。なお、施工中においても同様とし、監督員等の指示に従い受注者負担で施工すること。 - 軽微な変更については、監督員等の指示に従い施工すること。又、本項、及び前項による場合の請負金額の変更は行わない。	

6 入札方法

(1) 入札価格は、上記の見積条件を満たしたものとし、修繕に係る経費、廃棄物に係る経費などの一切の費用を含めた総額を記入すること(消費税及び地方消費税は含めない)。

7 施工

- (1) 修繕実施時には、作業服、安全靴、ヘルメット等を着用し、安全に十分留意するよう努めること。
- (2) 作業に伴い発生した事故、または施設等に被害が及んだ場合については、速やかに発注者に連絡するとともに、受注者の責任において誠意をもって対応し、または現状に回復すること。
- (3) 修繕により発生した廃棄物については受注者で適切に処分すること。
- (4) 受注者は、工法及び材料等について、指定されたもの以外については、品質・性能・実績等において同等と認められるもので、監督員等の承認を得ること。(見本及び承認図等を提出すること)

8 保証期間等

修繕完了後、宍粟市による検査を受け合格した後の1年間について、瑕疵、又は不良部があった場合は、受注者の負担にて監督員と協議の上速やかに修復すること。

また、保証期間があるものについて、通常の使用環境のもとで不具合が生じた場合についても同様とする。

9 検査

修繕完了後、市担当職員の検査を受検し合格をもって完了とする。

10 その他特記事項

- (1) 騒音振動の発生する工種を施工する場合は、事前に十分に協議し、安全対策を行うこと。
- (2) 期間中、近隣の交通の障害となる場合は必要な保護設備を計画し、交通誘導員を適切に配置して、安全には万全の体制を期すこと。又、仕様・数量共に見積条件以上とし原則差異の精算は行わない。
- (3) 修繕が原因で公道、近隣建物等、施設に万一損傷を与えたときは、速やかに応急手当、復旧作業を行い、それに要した費用は受注者の負担とする。(事前に証拠写真等の撮影を行い記録を残しておくこと)
- (4) 着手前に発注者に対して、修繕工程、修繕概要、安全管理対策等の書類を提出し協議を行い承認を得ること。又、修繕に関する苦情に関しては、受注者の責任において迅速かつ誠実に対応すること。
- (5) 修繕完了後に修繕報告書、作業写真及びその他監督員が指示する必要書類を速やかに提出すること。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項及びその他内容について疑義が生じた場合は発注者及び受注者の協議により決定すること。

11 発注担当課

建設部 上下水道課

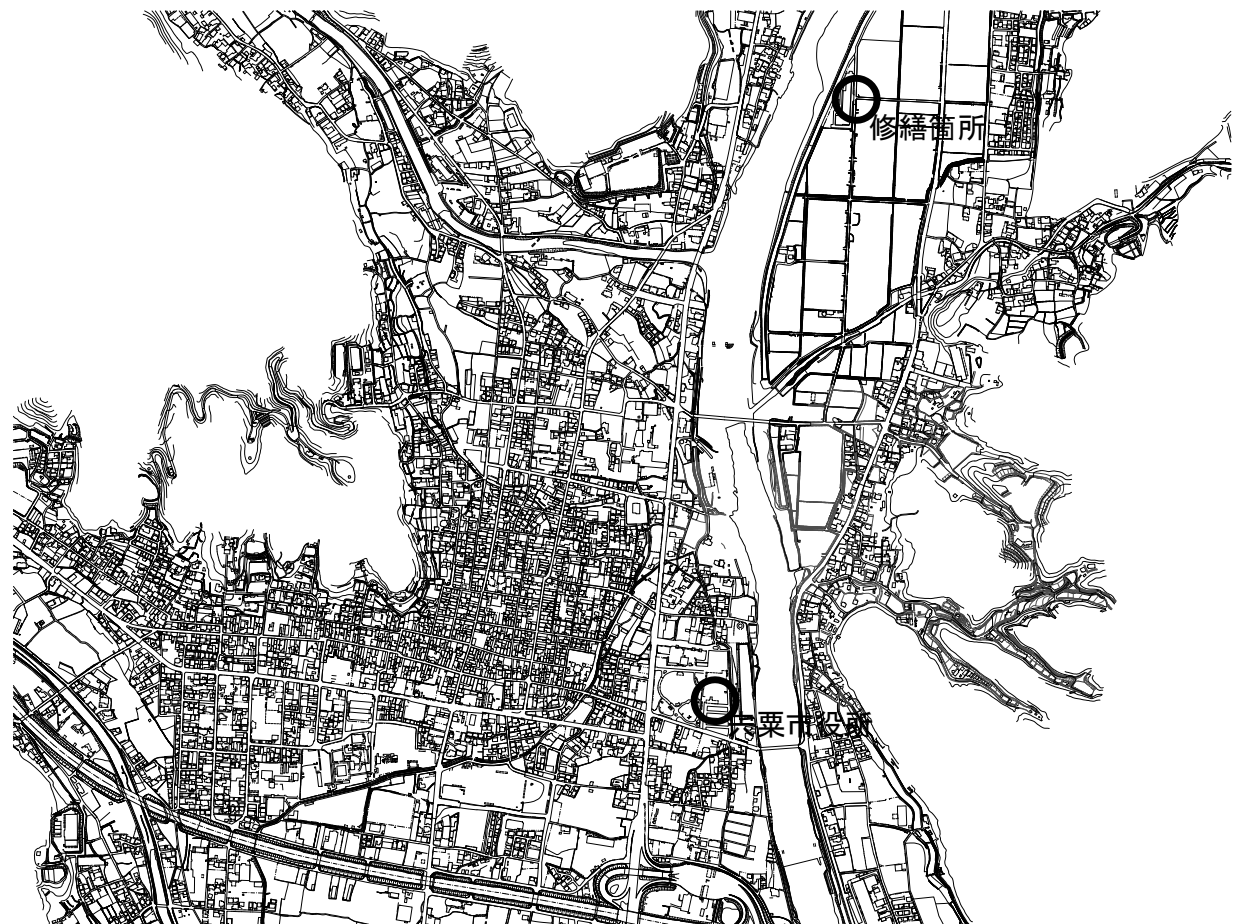
現況写真



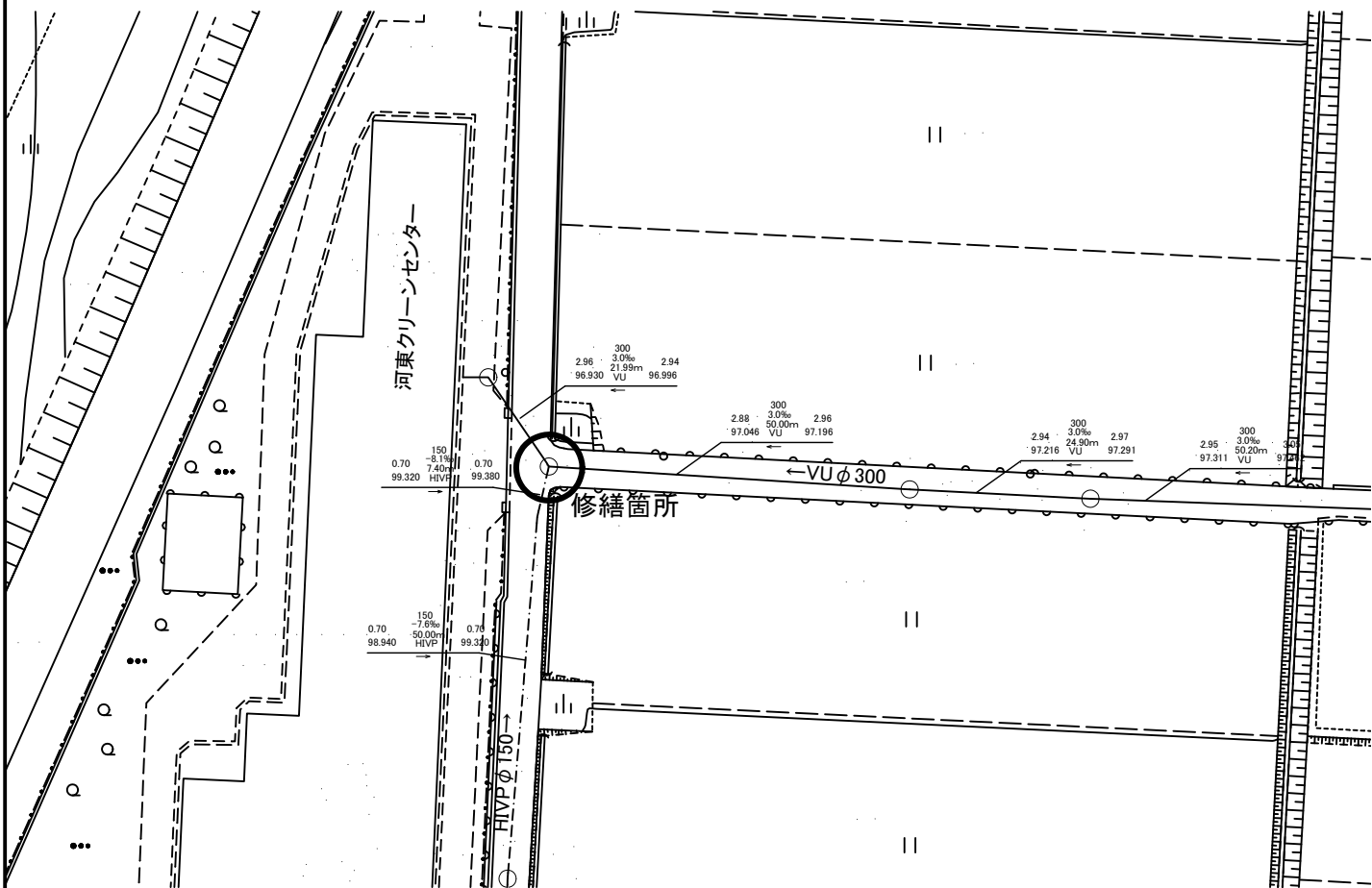
現況写真



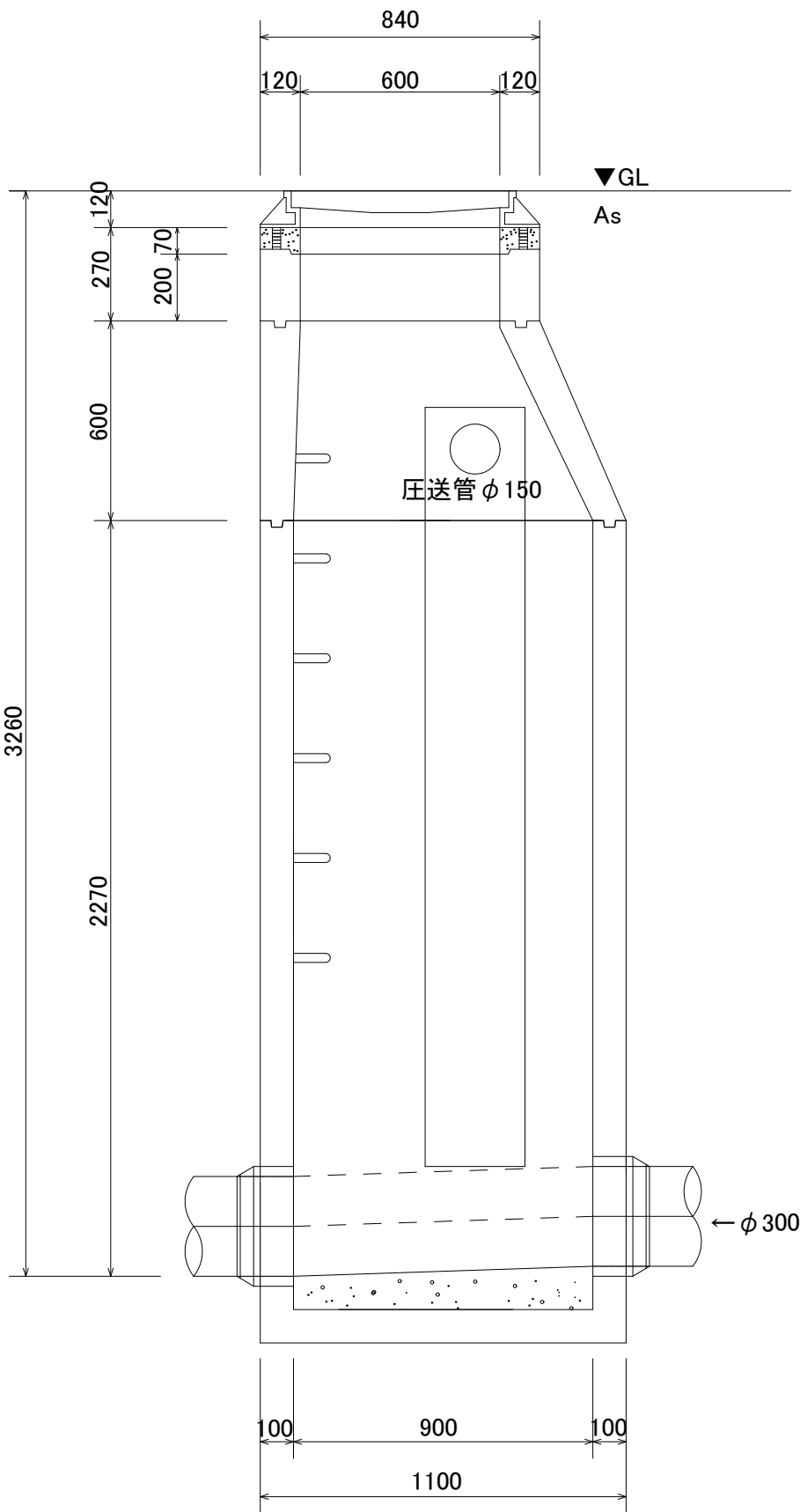
位置図



管路図 S = 1 : 100



マンホール参考図 S = 1 : 20
(1号マンホール)



令和7年度		
神谷地内マンホール修繕		
宍粟市山崎町神谷地内		
一 般 図	1	葉全
縮尺 図示	1	
宍 粟 市		